

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一条3
(a)の改正

(略称) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約第十一条3
(a)の改正

昭和五十四年	六月二十二日	ボンで採択
昭和六十二年	四月 十三日	効力発生
昭和五十五年	四月二十五日	国会承認
昭和五十五年	七月二十九日	受諾の閣議決定
昭和五十五年	八月 六日	受諾書寄託
昭和六十二年	四月 十日	公布及び告示 (条約第一号及び外務省告示第一八六号)
昭和六十二年	四月 十三日	我が国について効力発生

目次	ページ
第十一条3(a)の改正	三

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する
条約第十一条3(a)の改正

第十一条3(a)中「作成すること」の下に「及び財政規則を採
択すること」を加える。

AMENDMENT TO ARTICLE XI, PARAGRAPH 3,
SUB-PARAGRAPH (a) OF THE CONVENTION
ON INTERNATIONAL TRADE IN ENDANGERED
SPECIES OF WILD FAUNA AND FLORA

At the end of Article XI, paragraph 3, sub-paragraph (a),
the words "and adopt financial provisions" shall be added.

(参考)

この改正は、昭和四十八年に作成された絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する
条約の第十一条3(a)を改正するものである。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約第十一条3(a)の改正